

答申の概要

諮問第 138 号 捜査費の現金出納簿の部分開示決定に対する審査請求

件名	捜査費の現金出納簿の部分開示決定に対する審査請求
本件対象文書	捜査費の現金出納簿
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）、第 4 号（捜査情報）
実施機関	警察本部長（会計課）
諮問期日	平成 16 年 10 月 5 日
主な論点	捜査費の現金出納簿に記載された情報が個人情報、捜査情報に該当するか。

審査会の結論

静岡県警察本部長が非開示とした部分のうち平成 12 年度分の「受入金額」欄並びに平成 13 年度分、平成 14 年度分及び平成 15 年度分に記載された次の部分は、既に開示してある部分を除き開示すべきである。

- (1) 「年月日」欄のうち本部長から捜査費を受入れした日付
- (2) 「摘要」欄のうち本部長から捜査費を受入れした旨の記載並びに取扱者及び補助者の印影
- (3) 「受入金額」欄
- (4) 「支払金額」欄のうち各月分計額、各月末の累計額
- (5) 「差引残高」欄のうち各月分計額、各月末の累計額

審査会の判断

1 本件公文書の性質、内容について

- (1) 本件公文書の性質、内容について

本件公文書は、捜査費の出納を明らかにするため、捜査費について本部長からの受入れ、捜査員又は中間交付者への交付及び捜査員又は中間交付者からの返納が行われる都度、補助者が必要事項を記入して作成する帳簿である。これは、国費と県費に分けて年度ごとに作成されている。

本件公文書には、「年月日」、「摘要」、「受入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の欄があり、記載されている情報は以下のとおりである。

「年月日」欄には、捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付、捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付、本部長から捜査費を受入れした日付、本部長へ捜査費を返納した日付が記載されている。

「摘要」欄には、支出事由、返納事由、捜査員又は中間交付者の官職及び氏名、本部長から捜査費を受入れした旨の記載、本部長へ捜査費を返納した旨の記載、並びに取扱者及び補助者の印影が記載されている。

「受入金額」欄には、本部長から受入れした捜査費の金額及び本部長へ返納した捜査費の金額について受入れ又は返納ごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額が記載されている。

「支払金額」欄には、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額について交付又は返納ごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額が記載されている。

「差引残高」欄には、受入金額から支払金額を差し引いた差額について受入れ、交付又は返納ごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額が記載されている。

- (2) 非開示部分について

本件公文書のうち実施機関が非開示としたのは、以下のとおりである。

ア 平成 12 年度分

「年月日」欄のうち本部長から捜査費を受入れした日付及び本部長へ捜査費を返納した日付を除いたすべて。

「摘要」欄のうち本部長から捜査費を受入れした旨の記載、本部長へ捜査費を返納した旨の記載並びに取扱者及び補助者の印影を除いたすべて。

「受入金額」欄のうち本部長から受入れした捜査費の金額及び本部長へ返納した捜査費の金額について受入れごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額を除いたすべて。

「支払金額」欄のうち捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交

付者が返納した捜査費の金額について各月分計額及び各月末の累計額を除いたすべて。

「差引残高」欄のうち受入金額から支払金額を差し引いた差額について各月分計額及び各月末の累計額を除いたすべて。

イ 平成 13 年度分、平成 14 年度分及び平成 15 年度分

「年月日」欄のうち年度当初の本部長から捜査費を受入れた日付及び本部長へ捜査費を返納した日付を除いたすべて。

「摘要」欄のうち年度当初の本部長から捜査費を受入れた旨の記載、本部長へ捜査費を返納した旨の記載並びに年度末及び出納整理期間のページに押印された取扱者及び補助者の印影を除いたすべて。

「受入金額」欄のうち本部長から受入れた捜査費の金額及び本部長へ返納した捜査費の金額について年度末の累計額並びに出納整理期間の返納額、月分計額及び累計額を除いたすべて。

「支払金額」欄のうち捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額について年度末の累計額並びに出納整理期間の月分計額及び累計額を除いたすべて。

「差引残高」欄のうち受入金額から支払金額を差し引いた差額について年度末の累計額並びに出納整理期間の月分計額及び累計額を除いたすべて。

2 条例第 7 条第 4 号該当性について

(1) 「年月日」欄に記載された情報

ア 捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付及び捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付

捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付及び捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付は、個々の捜査費の執行時期に係る情報である。したがって、これを公にすると、個々の捜査費の執行時期を明らかにすることになる。また、個々の捜査に関する情報としてだけでなく、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

このことは、現に捜査が進行中の事件に係る情報についてだけ言えるわけではなく、既に捜査が終了している事件に係る情報についても当てはまる。なぜなら既に捜査が終了している事件に係る情報であっても、それを収集、分析することにより、警察の捜査体制、捜査手法等の分析が可能となり、将来、犯罪を企図する者が、これらの捜査体制、捜査手法等に応じた対抗措置を講じることが可能となるおそれがあるからである。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付及び捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付は、条例第 7 条第 4 号の非開示情報に該当する。

イ 本部長から捜査費を受入れた日付

本部長から捜査費を受入れた日付は、年度当初及び年度途中で数回にわたって本部長から捜査費を受入れた日付である。したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行時期を明らかにすることにはならない。

したがって、本部長から捜査費を受入れた日付は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、本部長から捜査費を受入れた日付は、条例第 7 条第 4 号の非開示情報に該当しない。

(2) 「摘要」欄に記載された情報

ア 支出事由及び返納事由

支出事由及び返納事由は、支出及び返納の用途に係る情報である。したがって、これを公にすると、個々の捜査費の支出及び返納の用途に係る情報を明らかにすることになる。これらの情報は、ア(7)で述べたのと同様に、これを公にすれば、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがあるし、既に捜査が終了している事件に係る情報についても支障が生ずる。

したがって、支出事由及び返納事由は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、支出事由及び返納事由は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

イ 本部長から捜査費を受入れた旨の記載

本部長から捜査費を受入れた旨の記載は、年度当初及び年度途中で数回にわたって本部長から捜査費を受入れたときにその旨を記載したものである。したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行について明らかにすることにはならない。

したがって、本部長から捜査費を受入れた旨の記載は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、本部長から捜査費を受入れた旨の記載は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

ウ 捜査員又は中間交付者の官職及び氏名

捜査員又は中間交付者の官職及び氏名は、事件の捜査に関わる職員の官職及び氏名であるから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、捜査員又は中間交付者の官職及び氏名は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

エ 取扱者及び補助者の印影

取扱者及び補助者の印影は、取扱者及び補助者が月末に現金出納簿の記載内容を確認し押捺した印影である。したがって、これを公にしても、取扱者及び補助者が月末に現金出納簿の記載内容を確認したということが明らかになるだけである。

したがって、取扱者及び補助者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、取扱者及び補助者の印影は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

(3) 「受入金額」欄に記載された情報

本部長から受入れた捜査費の金額は、年度当初及び年度途中で数回にわたって本部長から受入れた捜査費の金額である。したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行金額を明らかにすることにはならない。

したがって、本部長から受入れた捜査費の金額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、本部長から受入れた捜査費の金額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

(4) 「支払金額」欄に記載された情報

ア 捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額

捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、個々の捜査費の執行金額に係る情報である。したがって、これを公にすると、個々の捜査費の執行金額に係る情報を明らかにすることになる。これらの情報は、ア(ア)で述べたのと同様に、これを公にすれば、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがあるし、既に捜査が終了している事件に係る情報についても支障が生ずる。

したがって、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

イ 捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額

捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、個々の捜査費の執行金額に係る情報ではない。

したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行金額を明らかにすることにはならない。

したがって、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

(5) 「差引残高」欄に記載された情報

ア 受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交付又は返納ごとの金額

受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交付又は返納ごとの金額を開示すると、受入金額を開示した場合には、支払金額が明らかになる。したがって、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるとすると、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交付又は返納ごとの金額についても、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交付又は返納ごとの金額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

イ 受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額

受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額を開示すると、受入金額を開示した場合には、支払金額が明らかになる。しかし、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではないとすると、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額についても、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

3 条例第7条第2号該当性について

最初に、取扱者及び補助者の印影が、「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」に該当するかという点についてであるが、印影には取扱者及び補助者の姓が記されているので、これに該当する。

次に、ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかについて検討する。

静岡県職員録には、警視以上の職員の職名、官職、氏名が掲載されている。また、警察職員の人事異動に関する新聞記事では、警部以上の職員の職名、官職、氏名が報道されている。

このことから、警部以上の職員の職名、官職、氏名は、慣行として公にされていると言える。

新居警察署及び榛原警察署の取扱者は警視、補助者は警部である。

したがって、取扱者及び補助者の印影は、「慣行として公にされている情報」に該当する。

以上によれば、取扱者及び補助者の印影は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

4 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、裁量により開示することができる」と規定しているが、本件処分に裁量権の逸脱濫用があるとまでは言えない。